

「経営研究調査会研究報告「不正調査ガイドライン」(公開草案)」に対する意見

日本公認会計士協会 御中

2013年7月2日付けで貴協会から公表された経営研究調査会研究報告「不正調査ガイドライン」(公開草案)」に対して、意見を提出させていただきます。

2013年7月12日

濱田眞樹人

私は、今回の貴協会による「不正調査ガイドライン」の設定に関する背景と基本的な考え方を理解しつつ、企業不正の防止と発見に関する研究者として、公認会計士が実施する不正調査業務に関する体系的なガイドラインを作成された貴経営研究調査会に敬意を表すとともに、瑣事ではありますが下記の通り意見を提出いたします。

2013年7月2日付けで貴協会から公表された「不正調査ガイドライン」(公開草案)」におけるⅠ総論 2. 本ガイドラインにおける諸概念の(2)財務諸表監査上の不正との関係では「本ガイドラインが定義する不正は、財務諸表監査上の不正よりも広範囲な概念である。」としながら、その内容や例が示されておられません。貴ガイドラインが「財務諸表監査上の不正」として示す監査基準委員会報告書 240 から出典された「不正」の定義は、もともと米国のコモンローにおける”Fraud”の成立要素が変化してきたもので、グローバルで通用しているものです。その「不正」以外の「本ガイドラインにおける不正」の要素が何であるのかを明示して、図表Ⅰ-3にも分かりやすく例示していただきたいとお願い致します。

Ⅰ総論 2. 本ガイドラインにおける諸概念の(3)不正を予防・発見する役割は「法律上は、不正を予防・発見する責任(善管注意義務)は取締役・監査役にあるとされている。」と始められています。たしかに不正調査は、取締役の善管注意義務と忠実義務の履行のひとつであると解釈できます。しかしながら、これを「企業不正を予防・発見する責任は一義的には経営者にあり、取締役・監査役はそれを監視する法的な責任を負っている。」としては如何でしょうか。私は、図表Ⅰ-4にも示された、本ガイドラインのとり企業不正を防止・発見には「ステークホルダーが一体となって取り組む

べき」とする立場に賛同しております。したがって、当該部分は本ガイドラインの精神的な基幹となる部分であり、我が国でも高まっているコーポレート・ガバナンスにおいて執行と監督を分離していく改革議論の方向性を意識した表現を取るべきであると考えます。

Ⅲ 不正調査業務の体制と計画管理の2. 業務委託契約の締結(2)その他の留意事項①保証業務との区分では「業務委託契約書において受嘱した業務が保証行為であるとの誤解を与えるような記載を行わないよう留意する必要がある。」ではなく、「業務委託契約書において、受嘱した業務が保証行為ではないと記載を行う必要がある。」とすべきであると考えます。また、③として、受嘱に際して、委嘱者が「不正調査人に対して所有するあらゆる資料、情報、社員へのアクセスを保障すること」「従業員等に対して、当該不正調査に対する優先的な協力を業務として命令すること」「不正調査人の求めがある場合には、不正調査を補助するために適切な資源を用意すること」等を契約書に記載することも必要であると考えます。

Ⅲ 不正調査業務の体制と計画管理の3. 業務の計画と管理(1)初動対応での留意事項に □ 警察等への行政機関への報告の要否と捜査協力を加えるべきであると考えます。企業によって監督官庁、警察、保険会社、監査人などへの通報や通知が適切に行われているかを確認することは最も重要な検討事項のひとつであり、企業が多額の損害を被った不正行為を告訴せずに放置すれば損害の回復は困難になり企業の評価を低下させることとなります。場合によっては、不正調査人の沈黙が、司法や行政の手続の妨害や陰謀への加担と解釈されうる場合には、不正調査人が秘密保持義務にもかかわらず通報を行う場合もあり得るかもしれません。□ 適時開示の検討(特に初回公表時期の決定)だけでは舌足らずであると考えます。また、「不正調査の開始時点で、すでに警察や捜査機関の調査が行われている場合には、捜査の妨害行為や証拠隠滅行為とならないように注意し、捜査に協力する」ことも追加することが必要であると考えます。

Ⅳ 不正調査に関係する情報の収集と分析の1. 仮説検証アプローチにおける情報の収集と分析の位置付けにおいて、「不正調査人が採用する不正調査の手法は、仮説検証アプローチである。」とする前提が欠落しています。「不正調査が行われるのは、すでに不正が発覚した後に全容や原因を解明する必要がある場合だけではなく、不正の兆候や内部通報等があり事実を解明する必要がある場合もある。したがって、不正の兆候や事実関係が何らかの不正の事実を示唆するものであるかを検討する。この場合、不正の兆候から想定される手口は複数あるため、広範な情報の収集によって、より多くの兆候を把握し、仮説検証アプローチによる分析を行うこととなる。」等

を加えることを検討すべきと考えます。また、「調査依頼者は不正調査人にその客観性と専門性を求めて公認会計士に不正調査を依頼するが、不正は隠ぺいされるので時間とともに発見することが困難になる。したがって、できるだけ早い機会に情報収集を始め、関与者を特定し、手口を解明していく必要がある。」等を付加しては如何でしょうか。

V 不正に対する仮説の構築と検証の1. 財務諸表監査と不正調査の比較の(3)不正及び不正調査の特性の③不正の特定を決定する権限における「不正調査人は、不正の存在を特定する権限を有していない。」は分かりにくい表現であると考えます。③は「罪状の未決定」とし、「不正調査人は、業務委託契約によりその調査の成果物が決められるが、不正関与者に対する有罪または無罪についての意見を述べることはしない。」と変更しては如何でしょうか。

V 不正に対する仮説の構築と検証の2. 不正に対する仮説の構築と不正(2)財務報告関連の不正の種類の②粉飾決算に関して、「粉飾決算」とせずに「財務報告不正」とするべきであると考えます。粉飾とは「身なりを飾ること」であり、特に上場会社では意図的な財務諸表の虚偽表示は重大な犯罪であるというニュアンスがありません。図表 I-3との整合性も保たれると考えます。

V 不正に対する仮説の構築と検証の3. 仮説検証のための主な調査手続に述べられた(1)～(6)の調査手続は理解し易いものです。参考までに、AICPA の Forensic and Litigation Service Committee による 2006 年の報告書 “Forensic Procedures and Specialists: Useful Tools and Techniques” は、不正調査手続を監査手続と対比して以下の様に分析しています。

	監査手続 AICPA専門家基準	フォレンジック手続
①	実査	実態・素性調査
②	質問	インタビュー
③	確認	匿名情報源
④	立会	物的証拠
⑤	再実施	監視
⑥	観察	秘密調査
⑦	GAAS分析的な手続	財務取引分析

VI 不正の発生要因と是正措置案の提言の1. 不正の発生要因と是正措置案の提言との関係では「①動機・プレッシャーや③姿勢・正当化といった要因については、個人の心理に帰着する部分が多く、直接的な対策を立案することが困難であるため、長期継続的、間接的な対策が立案される傾向がより強くなる。」とされています。これ自体には異論のないところですが、図表VI-1では不正リスク要因に組織的要因と組織的要因をマトリックスで表していますが、こちらは誤りであると考えます。出典元である経営研究調査会研究報告第40号「上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」での対象会社9事例においても動機・プレッシャー要因では売上・実績至上主義やワンマン・同族経営などを、姿勢正当化要因でも内部統制意識やコンプライアンス意識の不十分さを見ることができ、組織的要因が個人の心理に影響を与えています。

以上

提出者：濱田真樹人

連絡先：

〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1

立教大学 大学院 ビジネスデザイン研究科

電話番号：03-3985-4525 email: makito_hamada@rikkyo.ac.jp

(濱田は一般社団法人公認不正検査士協会に2012年6月より理事長として関与しています。)